

## 平成 28 年度 第 1 回岡崎市国際化推進委員会議事録

- 1 日時  
平成 28 年 7 月 29 日（金） 午後 3 時～午後 4 時 30 分
- 2 場所  
市役所東庁舎 2 階大会議室
- 3 出席委員  
委員長 安藤 充  
副委員長 川崎 直子  
委員 小久井 正秋、戸田 暁子、山田 珠樹、伊東 浄江、宮澤 祐子、  
宮澤 会美香、河田 元子
- 4 欠席委員  
井上 登永
- 5 傍聴人  
2 人
- 6 事務局  
地域支援担当部長 梅村 達也  
国際課 課長 太田 義男、班長 鈴木 温子、主任主査 竹谷 昌祐、  
主査 石原 有城、事務員 安藤 美咲
- 7 議題  
岡崎市の多文化共生の現状について
- 8 議事要旨  
司会の国際課長が開会を宣言。地域支援担当部長の挨拶に続き、岡崎市附属機関等の会議の公開に関する要領に従い本会議の公開を説明。本委員会設置要綱第 6 条第 2 項の規定に基づき本会議が有効に成立している旨を報告。議長を務める安藤委員長により議題の審議が進められた。

## 議題1 岡崎市の多文化共生の現状について

事務局 : 岡崎市の多文化共生の現状について説明。

委員長 : 委員のみなさんから御意見・御質問はありますか。

<外国人市民数の推移、意見聞き取り内容について>

B委員 : 人口について韓国・朝鮮の別を教えてください。

事務局 : 韓国が1,310人、朝鮮が88人です(平成28年4月1日現在)。

A委員 : コミュニティ通訳員の募集及び採用方法、任期はどうなっていますか。

事務局 : 要綱によって定められた非常勤特別職です。選任については、地元の町総代・自治会長から日本語と外国語ができ、町総代等と外国人市民の橋渡し役になる方を推薦していただいています。任期は2年です。実績報告書に基づき報酬を支払っています。

C委員 : コミュニティ通訳員(以下「通訳員」とする。)の仕事は誰がどのように決めるのですか。

事務局 : 基本的に町内会・自治会の行事や運営に必要な範囲で、町総代・自治会長が決定し、通訳員に依頼しています。

H委員 : 2月に通訳員会議を傍聴しましたが、地域の方や市の職員がよく対応していると感じました。また、通訳員が外国人市民に生活のルールを丁寧に説明していることが伝わってきました。

長く日本に住む外国人市民が増えているため、新規入国者の自立を促進する段階から、町内会や子ども会などの地域活動への参加を促進する段階に来ていると感じます。同国人のコミュニティも大切ですが、地域に溶け込み日本人市民と交流することが外国人市民にとって大切なことと思います。

事務局 : 多文化共生推進基本指針の理念においても、外国人市民も日本人市民も同じように地域の一員として地域活動に参加することを目指しています。

<数値目標について>

B委員 : 数値目標はすべて目標件数を上げていかなければいけないのでしょうか。あいち医療通訳システムや多言語防災緊急メールは、病気にかかった時や災害が起きた時に利用されるものなので、増えることがいいと言い切れなと感じます。

D委員 : 外国人市民数が増えている状況で、また、制度がまだ十分利用されていないと思われますので、件数を増やそうとする目標は適切であると思います。

事務局 : あいち医療通訳システムは始まってから日が浅く、まだ十分活用されていないのが現状ですので、積極的に周知していきたいと考えています。

D委員 : 民間の病院があいち医療通訳システムを利用する費用は、市から出るので

しょうか。

事務局 : システムを利用する病院が経費を負担しています。

D委員 : 市が経費を補助するとシステムの利用が拡大すると思います。また、費用負担を考えると病院は軽い病気ではこのシステムを利用しないと思います。

F委員 : 出産や重い症状の病気など正確に治療内容を説明する必要がある場合に対して利用が多いと聞いています。

A委員 : 通訳員、外国人相談、あいち医療通訳システムなど複数の通訳の窓口があるということですが、役割分担はどのようになっていますか。

事務局 : 市が想定しているそれぞれの役割がありますが、個別の事情がありますので柔軟に対応しています。例えば、通訳員が病院に付き添った事例については、住民の命に関わることであり、総代の承認があったことから通訳員の業務として認定しました。

A委員 : 外国人市民はどの窓口で相談したらいいか迷うと思います。例えば来日したばかりでまったく日本語ができない方が、子どもを学校にいかせたい場合、まずどこに相談したらいいのでしょうか。

事務局 : 転入の手続き時に市民課で外国人窓口を紹介し、相談員と一緒に教育委員会に行き、入学等について相談する流れが想定されます。学校に入ってから学校での語学相談員等が日本語指導を行います。

A委員 : 通院時の通訳をしてもらうために子どもに学校を休ませてしまう親がいると聞きます。日本全体の問題ですが、緊急性の低い病気の時にも気軽に使える医療通訳が求められていると思います。

D委員 : 外国人市民が転入するときの市役所での手続きはどのようになっていますか。書類の記入の言語は日本語でないといけないのでしょうか。印鑑は必要でしょうか。

事務局 : 転入時には市民課で転入届を提出します。書類の記入は読み取ることができればアルファベットでも大丈夫です。印鑑については手続きの種類によりますが、住所異動の手続きについては、印鑑がなくても本人の署名があれば大丈夫と聞いています。

<やさしい日本語作成マニュアルについて>

A委員 : 簡潔にポイントがまとめられていてよいと思います。もうひとつポイントとして「外来語はできるだけ使わない。」ということを入れてほしいと思います。「ライフライン」など外来語は外国人には伝わりにくい言葉です。

F委員 : 擬態語、擬声語など(例: ドキドキ、ガンガン)は、外国人は使わないので、分かりにくいと聞きます。

G委員 : 実例の中にある「有効期限」という言葉は難しいので、その言葉をやさしい日本語で説明しないと内容が伝わらないと思います。分からない言葉が

あると読まなくなってしまう方が多いと思います。

C委員 : 先ほど出たライフラインなど外国人には伝わりにくいですが、日本人なら知っていて、重要な言葉は、やさしい日本語で説明を加えると外国人市民に理解してもらいやすいと思います。

E委員 : 外国人市民に説明するとき、できるだけ簡潔に分かりやすく、実物を見せながら説明するよう、市の職員に意識が広がることを期待します。また、町内会・自治会で回覧される文書についてもやさしい日本語が普及することを期待しています。

A委員 : 「分かち書き」で書くことをポイントとして入れてほしいと思います。分かち書きとは、普通に書くと「市役所に届けを出します。」という文章を「市役所に 届けを 出します。」と文節ごとにスペースを入れることです。これを行うことで読みやすくなります。

#### <その他>

G委員 : 事務局から民生委員が配偶者を亡くした外国人市民の手続きの手伝いで非常に苦労した事例があると説明がありました。その民生委員を知っていますが、大変苦労された様子でした。また、外国人の児童生徒が増えていくと思いますので、主任児童委員の意見を聞く機会を持っていただけるとよいと思います。

E委員 : 地域に民生委員がいらっしゃることやどのような役割を担っているかを通訳員が知る機会が必要だと思います。知識を持つことで住民の方から相談を受けた時に役に立つと思います。

#### <まとめ>

委員長 : 委員会としての意見のまとめを行います。

- ・多文化共生の現状...定住化の傾向にあり、平成 27 年 11 月から外国市民数が再び増加に転じたと説明がありました。外国人市民、総代・自治会長等の聞き取りについては、現場の状況を、委員のみなさんと共有することができました。
- ・数値目標...外国人市民数が増えていることから、制度を周知することで利用数を少しずつ増やすという方向で問題ないという方向に落ち着きました。
- ・やさしい日本語作成マニュアル...委員から建設的に意見をいただきましたので、意見を踏まえ、修正をお願いします。